



肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～



肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月まで※に、**本年の秋肥と来年の春肥として使用するために注文・購入した肥料**が対象です。

※春肥の申請〆切は2月中の予定です。それまでに購入または予約注文をしてください(P3参照)

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left\{ \text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\begin{array}{l} \text{統計データ} \\ \text{を基に決定} \end{array} \quad \left(0.9 \right)} \right] \right\} \times 0.7$$

※価格上昇率・使用量低減率は国が定めます

支援の対象となる方

農産物を販売し※、化学肥料の使用量の2割低減に取り組む農業者

※自給飼料の生産を行う畜産農家の場合は畜産物の販売実績があること、販売を開始していない新規就農者の場合は認定新規就農者であることが要件となります

申請に必要なもの

- ① 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)、来年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の購入数量、購入価格がわかる**注文票と、領収書または請求書**
 - ⌚ 本年秋肥と来年春肥は申請時期が異なりますので、別々に申請してください
 - ⌚ 対象期間中に注文なしで購入した肥料は**領収書または請求書**だけで可です
- ② 化学肥料低減に向けた取組に**2つ以上**取り組むことを明記した**「化学肥料低減計画書」**(次のページに様式と書き方見本があります)
その他、要件を確認する**「誓約書」**や支援金の受取口座の振替依頼書などがあります